

特定接種（社会保険・社会福祉・介護事業分野【障害福祉】）の登録申請 Q & A

・ 部局名：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

・ 担当者名：照井

・ TEL：03-5253-2528

E-mail：terui-naoki@mhlw.go.jp

登録事業者

問1. 登録基準告示に示された「障害福祉サービス事業」、「障害者支援施設」、「障害児入所支援施設」及び「救護施設」は、具体的にどのような「事業の種類」や「事業の種類の詳細」、「対象業務」が該当するのか教えてください。

(答) 登録基準告示でお示した「障害福祉サービス事業」、「障害者支援施設」、「障害児入所支援施設」及び「救護施設」（以下「障害福祉サービス事業等」といいます。）に該当する事業者は、障害支援区分 4 以上（障害児にあっては、短期入所に係る障害児程度区分 2 以上）の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響が出る入所施設又は訪問事業所において介護・福祉事業を営む事業者を対象とするという考え方に基づき、具体的には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「施設入所支援」、及び「共同生活援助」として都道府県知事から指定を受けた事業者、児童福祉法に規定する「福祉型障害児入所施設」として都道府県知事に届出又は認可を受けた施設を営む事業者並びに生活保護法に規定する「救護施設」として都道府県知事に届出又は許可を受けた施設を営む事業者（都道府県が救護施設を設置した場合は、都道府県）を指します。

「地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）」、「計画相談支援」及び「障害児相談支援」については、上記の考え方における対象事業者にならないため対象外です。

「療養介護」及び「医療型障害児入所施設」については、医療機関において行うものであり、医療分野の新型インフルエンザ等医療提供を行う事業に該当することで当該事業として登録申請可能ですので、社会保険・社会福祉・介護事業としては対象外です。

「生活介護」、「短期入所」、「重度障害者等包括支援」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A 型、B 型）」、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」及び「保育所等訪問支援」については、通所施設や短期入所施設が新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条に基づく施設使用制限としての閉所要請の対象となるため、対象外となります。

また、登録基準告示でお示した対象業務は、上記の対象事業者によって実施される「障害程度区分（注：障害支援区分をいう。）4 以上（障害児にあっては、短期入所

に係る障害児程度区分2以上)の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務」です。具体的には、食事介護、排泄、医療的ケア等のサービスの停止等が障害支援区分4以上(障害児にあっては、短期入所に係る障害児程度区分2以上)の利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービス業務及び当該業務に直接関与し、当該業務の継続に必要な不可欠な施設長等が行う当該業務に係る意思決定業務です。調理業務の他、入浴、リハビリ等の規模・頻度を減らすことが可能な業務やその他休止・延期できる業務、労務管理等の事務業務は対象外となります。

問2. 療養介護事業所ですが、昨年度医療分野の登録申請の案内があり、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として、すでに特定接種の登録申請を行っています。再度登録する必要は、ありますか。

(答) 療養介護を行う事業所(医療機関)は、社会保険・社会福祉・介護事業には該当しませんので、当該事業としては対象外です。ただし、医療分野における新型インフルエンザ等医療提供を行う事業に該当すれば、当該事業として登録申請可能です。

登録対象者

問1. 申請書には登録対象業務の従業者数を記入することになっていますが、名簿の提出も必要でしょうか。

(答) 登録申請には名簿の提出は不要です。なお、申請内容に疑問があった場合には、必要に応じて登録申請人数の積算根拠などの照会を行う場合がありますので、ご注意ください。

業務継続計画(BCP)

問1. 業務継続計画を申請書に添付して提出する必要はありますか。

(答) 登録申請時には、業務継続計画の提出は求めません。ただし、申請内容の確認の際、必要に応じて、提出を求めることがありますので、ご注意ください。

問2. 当社は障害福祉サービス事業等以外の事業を主として業務継続計画を作成しているため、業務継続計画を見ても障害福祉サービス事業等の事業が含まれていると明確に判断できません。ただし、本計画には障害福祉サービス事業等の事業も含まれていることから、登録要件を満たしていると考えてよいですか。

(答) 申請内容の確認の際、必要に応じて、業務継続計画をご提出いただき、当該業務継続計画に記載されている「重要業務」に「障害福祉サービス事業等」の登録対象業務

が含まれる内容かどうかで、登録申請要件である「業務継続計画の作成」を満たすか否かを判断できると考えています。

業務継続計画の内容を見ても「障害福祉サービス事業等」が含まれているか判断できない場合には、登録申請人数の積算根拠を確認させていただくことがありますので、ご注意ください。

外部事業者

問1. 外部事業者の職員で登録申請人数に含めることができるとされている常駐して登録対象業務を不可分一体となっている者とは、具体的にどのような要件でしょうか。

(答) 外部事業者の職員のうち登録申請人数に加えることができる者は、登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となっており、かつ、当該業務の継続に必要な不可欠である者に限られます。具体的には、登録申請事業者である障害福祉サービス事業等の事業者の事業所に常駐して、登録対象業務である障害支援区分4以上（障害児にあっては、短期入所に係る障害児程度区分2以上）の利用者の生命維持に係るサービスの業務（食事介護、排泄、医療的ケア等）を不可分一体となっており、かつ、当該業務の継続に必要な不可欠である派遣労働者の職員が考えられます。

常勤換算

問1. 交代勤務者はどのように常勤換算すれば良いですか。

(答) 所定勤務時間（事業所において定められている1週間の勤務時間）において登録対象業務に従事することが想定されている者については、常勤換算は不要です。交代勤務者についても、所定勤務時間を通じて登録対象業務に従事することが想定されますが、その場合には、常勤換算は不要と考えられます。

WEB登録の事務

問1. 入力に関する手引きでは、申請者情報の備考欄1に登録申請事業者の許認可番号を入力するとありますが、障害福祉サービス事業等の事業所の場合は事業所番号を入力するのでしょうか。また、1法人にて複数事業所を有している場合、事業所番号の入力はどのように行うのでしょうか。

(答) 障害福祉サービス事業等の事業所の事業所番号は、申請者（法人）単位ではなく、事業所単位に付番されているため、事業所情報の「事業の種類情報」の備考欄に入力をお願いします。なお、入力に関する手引きには、申請者情報の備考欄1に入力することとなっていますが、この入力は不要です。

従って、事業所情報の事業の種類情報の備考欄へは、「事業所番号」及び「登録対象

業務の従業者数の登録対象業務ごとの内訳」の入力をお願いします。

なお、登録対象業務の従業者数の登録対象業務ごとの内訳とは、介護職員、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、施設長等の意思決定者、その他介護等の生命維持に係るサービスを行う者ごとの内訳の入力をお願いします。